

## 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島市が令和2年度に策定する高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(以下「計画」という。)に関し、優れた識見を有する者から広く意見を求めるため、徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に向けて検討した結果を市長に報告すること。
- (2) 策定された計画について評価した結果を市長に報告すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員25人以内で構成し、委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 保健・福祉・介護・医療関係者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 前項各号に掲げる者の区分ごとの委員数及びその選定方法については、別に定める。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、令和5年3月31日までとし、補欠の委員の任期も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部介護保険課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。